

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年5月7日
【ファンド名】	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲー 東京海上・CATボンド・ファンド (UBS Universal Trust (Cayman) III- Tokio Marine CAT Bond Fund)
【発行者名】	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー (Director, Brian Burkholder)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安 達 理 同 橋 本 雅 行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 村 美 子 同 加 藤 舞 同 江 原 祥 太 同 北 泉 隆 之
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません

1【提出理由】

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－東京海上・CATボンド・ファンド（UBS Universal Trust (Cayman) III- Tokio Marine CAT Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（UBS Management (Cayman) Limited）（以下「管理会社」といいます。）および受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee (Cayman) Limited）（以下「受託会社」といいます。）は、2024年4月26日付および同月29日付でファンドの繰上償還をそれぞれ決定いたしました。これにより、ファンドは2024年6月28日付で繰上償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該解散等年月日

2024年6月28日（繰上償還日）

(2) 当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、受託会社または管理会社の判断においてファンドを継続することが実行不可能で、不適当であり、または受益者の利益に反する場合、終了することがあるとされています。

今般、管理会社は、ファンドを継続することが実行不可能で、不適当であり、かつ受益者の利益に反するものと判断し、このような判断に基づき、管理会社は、ファンドを償還することを決定いたしました。

(3) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

法令に基づき、ファンドの知れている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付します。

なお、信託証書（信託約款）に基づき、受託会社は、2024年4月29日付書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に対して、信託終了（繰上償還）を通知しました。

以上